

加役方人足寄場について(1)

MARUYAMA, Tadatsuna / 丸山, 忠綱

(出版者 / Publisher)

法政大学史学会

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

法政史学

(巻 / Volume)

7

(開始ページ / Start Page)

1

(終了ページ / End Page)

18

(発行年 / Year)

1955-06

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00010647>

加役方人足寄場について（一）

丸 山 忠 綱

- 一、はしがき
- 二、人足寄場設立当時の社会情勢
- 三、人足寄場設立の事情
- 四、無宿の收容（以上本号）
- 五、設備及び掛役人
- 六、手業及び待遇
- 七、教誠方法―石門心学の採用
- 八、釈放及び爾後の措置
- 九、罰 則
- 十、経 費
- 十一、人足の実例
- 十二、常州上郷村寄場、函館寄場
- 十三、寄場制度の変遷及び終焉
- 十四、ま と め

—

時々新聞に浮浪者狩込みの記事が出て来て、敗戦後の厳しい現実がわれわれの胸をうつ。そうしてそれは為政者の無策をあげわらうが如くである。勿論政府が全く何もしないと言うのではないが、十分な効果があがつているとは見えない。住むに家なく、働くに職なき人々は古くからあつた。又、住むに家なく、働く意志に乏しい人々も古くから存在した。

班田收授制の行われた古昔から、今日上野駅地下道に至る迄、殆んどいつの時代にも社会の枠からはみ出した人は少くなかつた。江戸時代後期におけるこうした人達の收容施設として有名なものに、加役方人足寄場、一般に言う人足寄場が

あつた。この施設は有名な割には、それについての研究論文は少ないようである。それは一通りの史料が「徳川禁令考」や「古事類苑」に収められていることにもよらう。管見の及ぶ限りでは、「江戸會誌」の記事（執筆者未詳）と、「三浦周行博士が「追放刑論」にのべたところと、松平太郎氏の「江戸時代制度の研究」の中に言及してあるものと、「東京市史稿」救済篇の記事、今次戦争中に出た刑務協会編の「日本近世行刑史稿」の記述くらいのものである。この中で、最後のものは、最も詳密に史料を蒐集したものであつて、前四者に比すると、史料集の臭味が強いにしても、格段の努力のあとが見られる。しかし、それでもなお、史料的に見ても落穂拾いは可能であるし、単に制度としての取扱ひ方にも若干の不満がないでもない。又、人足寄場における数化の問題に限定する時は石川謙博士の「石門心学史の研究」なる大著が、その中で、殆んどこれに解答を与えてくれる。しかし、それは心学教化の効能効果の面から言及されたものであるので、全体的に制度又は施設としての人足寄場に結びついていることがすくないのはやむをえない。

こうみて来ると、なおそこに総合的にそれを取扱ひうる余地が存するようである。

二

加役方人足寄場は徳川將軍家を中心とする幕藩体制に封建体制がようやく末期的様相を呈し始めた頃、この衰頹崩壊の大勢にブレイキをかけようとする松平定信の治政下に寛政二年（一七九〇）出現し、その後約八十年の長きに亘つて持続し、明治維新とともに廃止されるに至つた社会的救済施設であつた。行刑史的に言えば長く廃されていた自由刑制度を復活せしめたものでもあり、松平定信の寛政改革の一部になつたものである。

そもそも定信が政治の中樞に立つに至つたこの時代は、まことに内外多事であつた。定信の時代に先立つて、宝暦八年（一七五八）九月側衆から大名に取立てられ、安永元年（一七七二）老中に就任した田沼意次の政治は、この頃より漸次事繁くなり来つた外交上の問題に対処せんとしたためもあつたのであろうが、疲弊せる世情をよそに、よく言えば積極的、わるく言えば放漫的に過ぎておつたのである。單純に田沼時代を貶し去ることは避けられねばならぬが、積極策の採用は、その経費は結局は当時の社会機構においては転嫁せられて下層社会の負担を重くするものに外ならなかつた。しかもようやく情実をこゝとする政治上層部の腐敗は顕著深刻となりゆきつゝあつた。天明四年（一八一七）三月二十四日の新番佐野政言の若年寄田沼

意知（意次の子）への殿中刃傷の如きこれを反映したものであつた（辻善之助「田沼時代」参照）。

一般社会においても行詰りの反映として又驚くべき博奕の流行を見ていたことも注目されなければならない（清陰筆記）。
 そうして一部の政治権力に寄生し、経済的には甘い汁を吸つて肥つた「札差」や遊女屋の亭主達が「通」と称して社会機構の枠の中で武士に抑圧されている急瀆をゆがんだ形ではき出していた時代でもあつた。

また人足寄場の設置前後は天災地変の多い時であつた。寛政二年（一七九〇）より十年前は即ち安永九年（一七九〇）に当る。この年七月に關東に洪水あり、翌天明元年（一七一七）正月に江戸に大火あり、天明三年（一七三三）には七月淺間山の大噴火あり、またこの三年から五年に亙り三ヶ年を通じて全国殊に奥羽地方は慘憺たる大飢饉に襲われている。疫病もまたこれに乗じて暴威をふるつたのである。

天明五年（一七一七）九月には琉球にも飢饉あり、幕府はこれを救恤せしめている。この年も奥羽の山野には餓殍が至る処に見られた。六年（一七八六）正月には江戸に大火あり、湯島の大成殿も焼失の憂目を見た。七月には關東陸奥に大雨降り洪水おこり、江戸は殊にその被害甚大であつた。

七年（一七八七）もやはり諸国飢饉であり、五月には米価騰貴によつて大坂の飢民が蜂起し、近隣の諸国も騷擾した。これに呼応して十日程遅れて江戸でも飢民が蜂起している。八年（一七八七）には京都に大火あり、禁裏及び二条城もその災にかゝつた。この翌年は即ち寛政元年（一七九七）である。この年九月には幕府は大名の困米の制度を定めた。主として備荒貯蓄の意味であつた。

以上は人足寄場設置の寛政二年に至る前九箇年間の災異及びそれに関係ある事柄の主なるものをひろつてみたに過ぎない。天災は勿論人力を以てたやすく左右しうべきものではないであろう。また国力が盛んで国民の意気旺盛である時にはそれはある程度まで克服せられて、災禍は大きく表面にうかんで来ない性質のものであると言える。だが事実上この天明前後は、わが国の歴史において、災異の多かつた時期であることは見のがし得ないところである（小鹿島果「日本」）。殊に何と言つても、天明年間の大飢饉は最も深刻、悲惨なものであつた。

外に眼を転ずる時吾人はそこに何を見るであらうか。外国船が大洋の一波一波にゆりあげゆりさげられつゝ、わが近海

に出没するに至る時、わが国為政者、先覚者は同じく、時勢の一浪一波に、封建体制の、あるいは国家の将来を思い、現在を憂うるその心魂を動揺せしめざるを得なかつた。

天明二年(一七)十二月十三日に伊勢白子の浜を發した船頭幸太夫等が遠州灘において乗船難破し、遠く太平洋の黒潮に流され、カムチャッカに漂著した。後に彼等乗組員はイルクーツクよりペテルブルグに送られ、エカテリナ女帝にも謁した。かくて、いろいろ艱難辛苦を冒し、十七年の歳月を経て、ようやくにして、幸太夫外二名の者が、日露交渉を開こうとする露国側に送られて、根室港より日本に帰著するを得たが、三人の帰国者の一人、小市はなつかしの故国の土を踏むや間もなく故郷に帰りつく暇すらなく、北海道東端の港に病歿すると言う悲劇的事件も生じた。幸太夫等はその言動の人心に動揺を与ふる恐れありとの理由で、幕府の監視下、生きるための苦勞はなかつたものの飼殺しの生活に残世を送つたのである(「北檣閣略」「漂流民」)。林子平が「三国通覽図説」を刊行して、世人の蒙を啓かんとしたのは天明五年(一七)のことであつた。

最上徳内等が北辺の風雲の急なるを身を以て感じつゝ、千島探検にのり出し、得撫に至つたのはその翌年天明六年(一七)であつた。更に寛政元年(一七)には久奈支利の夷民が叛し、松浦氏がこれを鎮定することも起つた。

とまれ、寛政二年直前の情勢はかくの如く内外多事であつた。

松平定信が非常な決意を以て老中に就任したのは天明七年(一七)六月十九日であり、七月一日、諸士を誠めるところがあり、八月四日には世情に鑑み大名旗本に三年間の儉約を令した。九月二十一日には武家法度を頒ち、十月二日には田沼意次の領地を削つて移封している。正にそれは常識的な対症療法ではあつたが次ぎつぎにうつべき「て」をうつつていると言ふべきであらう。

天明八年三月四日には定信は更に將軍補佐役に任ぜられている。

この年五月、定信は上京し、天顏を拝し、先に祝融の災にかかつた内裏の造営事業の進捗をはかり、工事統督の事に當つた。廿四丁銀の鑄造とか、長崎における扶荷の禁も又この年のことにかかる。

越えて寛政元年三月には衣服調度類の奢侈を禁じた。諸国の孝義の者を書き出さしめて、孝義録を編したのもこの年のことであり、大いに世道人心を振揮しようとしたものに外ならない。たとえそれが所謂封建道徳の鼓吹に過ぎず、結局は

幕府の支配力を強化せんとのねらいに出でたものであつたにせよ彼の改革への熱意はこれを認めなければなるまい。

九月には浅草蔵宿に対する旗本御家人の負債に関する返済及び棄捐の制を定めており、十月には大坂の蔵宿（納宿）を廢している。

これらの定信の施政、所謂寛政改革の一端を見るに、封建体制の維持、幕府への権力集中と言う眼目の下に享保の制に倣い、万事儉約質素を旨とし、一面社会的施設を行おうとしている傾向を看てとることが出来る。

本稿は定信の改革の全般について論ずるものではないから詳しいことにはふれないが、一応の背景を概観して見た訳である。

三

十七世紀は封建体制自体既に下降期にあつた。そうして空前絶後と称して差支えない連年の飢饉等の結果、幸にして死をまぬがれたものの、家を維持し難くなつて諸国に流亡する者も少くなかつたであろう。又、親を失つた子も多くなつた。こうした連中が、將軍の膝下たる大都會、江戸に出れば何とかなるであろうとの考のもとに、江戸へ江戸へと出たことは、今日の東京へ東京への家出人の傾向と何ら異るところはない。随つてそれが無宿非人の徒に顛落して行く実情にもまた殆んど差はなかつた。

この間の事情について、松平定信の自叙伝とも見らるべき「宇下人言」は「天明午のとし、諸国人別改られしにまへ之子^(六)之としよりは諸国にて百四十万人減じぬ。この減じたる人みな死うせしにはあらず、只帳外となり、又は出家山伏となり、又は無宿となり、又は江戸へ出て人別にもいらすさまよひありく徒とは成りにける。」と語つている。人口減、江戸への流入数は割引して考えても相当のものがあつたとしなくてはならない。

又、文化元年^(一八〇四)十一月の調査^(註一)によると、調査対象となつた寄場收容中の人足の一部二十三名中、十五名は「父母共相果」てた者であり、父をなくした者四名、母をなくした者一名、父母ともに存命中の者三名となつているのは、顛落の理由としては今日と少しも変らぬことを雄弁に語つている。出身地はすべて江戸外である。これは出身地へ戻ることを前提としての調査であろうと思われ、これですべてをおす訳にいかないのは無論であるが、地方出身者の江戸へ出て来

る傾向の強かつたことは察しうる。

このような地方出身者に対して、江戸の住人で寄場入りをせざるを得なくなつた連中も多かつた。

長い間大都会江戸を中心として爛熟し來つた文化は遂に腐敗醜態してそこに正道を踏み外した無頼の徒を發生せしめていたことは言うまでもない。これらのならず者が市中を横行するに至つては、幕府がこれをすておく筈もなかつたのである。

これより先、八代將軍吉宗は前代からの遺法である追放刑の矛盾に気がついてこの改正を計ろうとしていた。追放刑は犯人を甲地から乙地に移すものであるから、甲地の蒙る利益は乙地の損害となるをまぬがれない。統一政權を樹立した後の江戸幕府にとつてはこれは問題であつた。この刑の執行とともに武士は浪人となり、町人百姓は無宿となる。幕府は浪人の存在を恐れること甚だしく百方手をつくしてこれを圧迫してやまなかつた。無宿の徒も放任すれば良民を惱まし、田園を荒廢に歸せしめるべきものであるから、その防遏掃蕩に努めたのは当然であつた。しかるに、一方で追放刑を適用することによつて浪人、無宿を製出すると言ふのは大なる矛盾であつた。吉宗はこの点について、この刑の改良を計り、享保六年(一七二一)二月九日、三奉行に議せしめなるべく追放刑をとどめて贖刑を以てこれにかえしめることとし、更に同年五月十五日には大名領地の農、商等が江戸で罪を犯した場合軽きは領主に引渡し、追放刑該当者もその領内で刑を行うべきを令し翌七年二月二十二日諸大名に対して、その家臣の犯罪の軽重に應じて扶持をとどめ、家産を没收し、過料に処することはよろしいが、これをみだりに他領に追放することを禁じたのであつた。

このように吉宗は追放刑の好ましいものでないことを十分に認めていたが、まだ廃止を断行する迄に至らなかつた。享保十年六月には重、中、輕追放のそれぞれの範圍を決定しており、同十五年八月二十一日には小普請清水野九右エ門政長の子平吉某を再度家を出はしつた罪により、江戸を追放している如きは、このことを示している(殿御実紀)。その後、十代將軍家治の時安永六年(一七七七)江戸市内その他近国に無宿浮浪の徒が徘徊し、悪事を働くものが多く、そのため翌七年からはこれを捕えて幕府經營の佐渡銀山の水替人足に使役することとしたのであるが、その收容に當つても途中の護送にも難があり、收容人員にも限度があつて多くの効果を挙げるまでには至らなかつた。

松平定信が老中となつて、天明八年、陸奥、常陸、下野地方の荒地多く、農民の少ないところでは、所払、村払、領分

払、知行払等の追放刑に処せられた者、又は家出後、所払、江戸払、追放等の幕府の刑にふれた者で、これに対して村民一同が帰村を願出した場合は、特に幕府の許可をえて、帰農せしむる制を設けた(天明撰)。翌寛政元年には更に、万石以上の大名領地に生れた無宿は、領主の家臣に引渡し、領分払に処せられた者も特に領内におかしめ、江戸生れのものには伊豆諸島に遣し、幕府直轄地、万石以下寺領等に生をうけた無宿は、暫定的にすべてこれを溜預けにすべき命令を下した(三浦周行「法制史の研究」下、所收、「追放刑論」参照)。

かくして、更に寛政二年(一七七〇)二月十九日、(註2)幕府は先手弓頭火附盜賊改加役長谷川平蔵宣(註3)の建議を採用して、右にのべたような類の無宿の徒を加役方人足に取立て、石川大隅守屋敷裡葭沼の地、一万六千三十坪に人足寄場を設けるに至つた。現今の中央区佃島の地に当る。これと時を同じうして常陸国筑波郡上郷村にも同様に寄場を設置した。幕末、文久元年函館にもこれを設けようとしたが、実現を見たものか否か明かでない。天保十三年には、人足寄場増設案が江戸南北両町奉行連名で出されたが、老中水野忠邦の賛意を得るに至らず、替つて非人寄場の出現を見、(幸田成友「日本経済史研究」所收「非人寄場」)翌十四年には幕府は直轄地、大名領の何れにおいても、石川島人足寄場に倣つて寄場を設置するよう勸奨し(三浦周行「法制史の研究」所收「追放刑論」参照)、その結果、大坂、長崎、京都、秋田、長岡、福岡、小倉、松山、水戸、相馬等には徒刑場又は寄場が設けられた。今ここでは幕府直營のものを取扱うので、すべてに及ぶ訳には行かないが、天保の改革が寄場制度の上においても一つの山であつたことは疑を容れぬところである。

四

さて、この人足寄場には主として無宿の者を入れたのであるが、この無宿者と一口に言う中にも色々な種類があつた。そしてこれらの者を入れて教誡を加え、仕事を覚えさせ、その手間賃を貯蓄させ、改心させ、一般人としての生活を営みうるようにしてから、出所せしめる点に眼目がおかれていたのであつた。寄場が設置されるや、週日を出でずして、ここに一団の者を收容したのであるが、この際寛政二年(一七七〇)二月二十六日附の寄場人足どもへの申渡書(註4)に「其方共儀無宿之者ニ付佐州表江可差遣此度厚き御仁恵を以加役方人足ニ致し寄場江遣」す旨が見えてゐる。同月、三奉行へあてた

註(5) 達書には

無宿もの召捕候節、悪事有之、入墨敵等御仕置相済候者勿論、吟味之上悪事無之ものも、以来都て加彼方人足寄場之可遣事^{註(6)}

とあり、三年三月町奉行へ出したものには、武家奉公人について、

(前略)

一、不埒致候手廻り之者へ敵又ハ手鎖之上、年期を定、人足寄場江可被遣候

と見えている。これは本来の無宿人と言う訳ではなく、軽罪者であるが、この場合は人足寄場を徴役、教誡の場として利用しているのである。

寛政五年四月二十六日の寄場人足無宿共取扱方御書付^{註(7)}にも、仕置の済んだ無宿者で引取人のない場合はこれを寄場へ差遣す由がある。要するに、寄場創設の初期から、無宿又は、無宿となるべき仕置済の軽罪者で引取人のない者を、一種の保安処分として收容するのが、その建前であつたが、それ以外の者も教化第一主義の下にここに收容したことを知りうる。それはかなり巾の広いものであつたとすべきであろう。

文化二年^(一八)からは、追放刑に処せられこれを拘束しておかなければ、居村に帰り諸所を徘徊して良民の害となるべき者はこれを佐渡へ水替人足として送り、年齢などの関係で水替人足としてその業に堪えないと思われる者は常州上郷村寄場へ送込むこととなつた。^{註(8)}この上郷村の寄場については後述するが、それは主として荒地開墾の仕事に従事せしめるもので、そこには江戸の人足寄場における如き複雑な職業教育はこれを求めうべくもなかつた。しかるにその後、十余年をへて、大体その近辺の荒地が開墾されてしまふとともにこの上郷村寄場は閉鎖されるに至つた。その期日は明確でないが、文化十三年^(一六)以降、文政三年^(二〇)以前のことに属する。^{註(9)}そこで江戸扨以上の追放刑に処せられ、しかも佐渡へ水替人足に送ると言うまでに至らぬ連中をどうすべきか、当然問題となつて来た。その結果、右のような種類の者も、江戸扨追放などの名目を肩書にして、これも人足寄場に一定年限を以て收容する。しかし、一般の收容者とは別格なものであるから、場外作業には従事せしめず専ら場内において手業を覚えさせ、年限満了の後、御構え場所外の身寄者が引請方を願つた場合これに委ねることとなつた。^{註(10)}これは人足寄場の本来の設立趣旨の一部が、追放刑の改正にも

関係あつたことから考えれば、むしろやしあひに足りまい。

天保九年(三八)寄場の経費削減のために、文政三年以前の制に戻る、つまり江戸払以上の追放刑に処せられた者を收容せぬと言ふことになつた。(註り)尤もこれは連年の凶作の結果、人民の流亡が増加し、寄場入りをする者が一時的に増えたためであり、三年たつた天保十二年には再び、旧に復したのであつた。即ち一面からは水野忠邦の天保改革の一つの現れとも言える。この時旧に復する理由として、人足寄場の中に搾油作業場を設けたために人手が必要となつたこと、そうして搾油のことは、在方でも歓迎される仕事であるから、收容した人足どもにこの業を覚えさせるのは大いなる仁恵ともなることなどが数えられている(註り)。(搾油が重要な仕事であつたことは天保御触書集成、下、九五、諸色直段并諸商売等)。弘化二年(四八)之部(六一三七—六一四一)などに收められているところを参照せられたい。

幕府は再びなるべく江戸払以上の者を寄場へ送らぬように命じたが、これも全く経費節減のためであつた。(三浦周行)。

こうみて来ると、寄場設立以来、收容者範圍が五回の変化を見ていることが明かである。

(第一期) 寛政2—文政3 (31年間) 無宿浮浪人を入所せしむ

(第二期) 文政3—天保9 (19年) 江戸払以上の者も入所せしむ

(第三期) 天保9—天保12 (4年) 江戸払以上の者は寄場へ送らず

(第四期) 天保12—弘化2 (5年) 江戸払以上の者も入所せしむ

(第五期) 弘化2— 江戸払以上の者はなるべく送らず

このような変化は全く、江戸払を一つのメドとして、経費の点から常にその線を上下していたものと言ふべきである。換言すれば、追放刑なるものを改革せんとしては、逆にそれに引廻されながらも、追放刑の改革は寄場制度の中に在りとの基本線がひかれていたと思われる。

右のような者の收容が、原則的な面であるが、勿論これにも例外はあつた。その幾つの場合を实例に即しながら述べてみよう。

人足寄場が、教誡の場であるとともに授産の場でもあつたから、中には手のつけられぬ不良息子を收容して呉れと頼みこむ親も現れた。寛政十二年(一〇八)に江戸の町人の中からこうした願いが出され、寄場奉行の手によつてとりあげられた

が、堀田振津守に伺を立て、明奉行に下げ渡され、結局ここで筋違いとして却けられて了つた。註13)

しかし享和三年(〇三)に常陸国高須賀村(現、筑波郡裏郷村大字高須賀)の文右衛門老人の性、秀蔵なるものを上郷村人足寄場に收容してほしいとの願が出た時は、許可せられてゐる。この男は大酒飲みの喧嘩好きと言う手のつけられぬ代物で、父親始め親類、五人組、村役人が屢々説諭を加えても風馬牛、とても百姓のおとはつげぬ。父親は勘当、帳外れにしようとしたもの考えて見れば同村でも耕作者数の維持に汲々たる時節、一人でも耕作者を減少させるのは何とも歎かわしい次第であり、且つまた、勘当したならば無宿ともなり、悪党に出会してその仲間に入れられ、以前にも増した悪事を働くようになれば不便千万である。そこで上郷村の人足寄場に入れていただいて朝夕御役人衆から嚴重なる教諭をうけるならば改心する可能性もあると思われるから、何卒不良なる俸目を人足寄場に御收容願いたしと言う訳であつた。老夫婦は勿論親類、五人組、村役人一同願出し、この地の代官竹垣三右衛門の手を通してこのことは評定所迄行つた。役人連は一旦は、秀蔵なる男は不埒者故寄場に收容しても逃亡しないとは限らぬ。その節は特別扱いと言う訳には行かず法に照らして処断すれば死罪となる。その節に至つて收容方を希望した両親の歎きを見るも不便であるからとて、渋つたのであるが、それは万々承知の上であるからとのたつての乞にまかせ、佃島の人足寄場とは性質を異にする開墾専門の上郷村人足寄場なるが故に差支えあるまいとて、右の願をいれ、更にこれを先例として同様なケースではすべてその後は寄場收容を許可することとなつた。註14)

更に、寄場に收容する条件なり、範圍なりに適合しているか、いないか不明な、極めて曖昧なケースでも、強権を以てここに入れられた人もゐる。「寄場人足旧記留」に収められてゐる一連の書類によると、上州新田郡小舞木村(現、新田郡小舞)の百姓、那蔵なるものが、寛政十一年(一九)二月五日当時勘定奉行であつた菅沼下野守定喜の手を通じて、寄場に送られて来たことが発端となつてゐるのが、これに当ると言えよう。当時那蔵なる者は三十才であり、寄場においては通常の無宿者として取扱つたところ、同月十二日に早くも同村の名主新兵衛が引取りたいと願出して来たので、寄場奉行が本来寄場は無宿を收容すべきものであり、この場合は百姓であることは明白であるし、名主が引附けたいと申している以上、引渡しても差支えないものと思われると、菅沼下野守に問合せてが、下野守は那蔵は引請人があつても引渡し難き者であるとの一点張りで、遂には老中、安藤対馬守信明に迄、下野守から伺を立て、その同意を得、更に若年寄堀田振

津守正教から寄場奉行へ仰渡しを以て寄場奉行の情理にかなつた交渉を一蹴している。その後、享和元年(一八)にも同村名主、与頭、五人組、親類一同連署の歎願書が提出され、寄場奉行が仲に入つて、取次いだか、この場合もにべなく願は却下されている。翌享和二年四月、寄場奉行が直接に堀田摂津守に対して、那蔵を村役人に引渡して可なるべしと上申するに及んでようやく、勘定奉行中川飛騨守忠兵の手をへて、村役人への引渡方が申渡されたのであつた。この翌五月二十七日菅沼下野守は勘定奉行をやめているが、態々、中川飛騨守の手を通じたことや、それ迄、那蔵引取方願却下の理由としては漠然と、「不屈之品有之」と言つていただけで、具体的なことが少しもべられていないようなところからすると、何か菅沼下野守の感情を害する如き所行があつたが故に強引に寄場に收容せしめられたと察せられる節がある。況んや那蔵なる者は釈放の翌享和三年二月には、寄場で大麥御厄介になつた御札にと出府し、なお人足中百姓筋の者一兩人引請け世話致し度しと申出で一人をつれ帰り寄場奉行を感激させている程の生真面目さをもつている人物であるにおいておや。

また、右の問題の最中の享和元年には、無宿、有宿の別なく、手荒の盜をはたらく者は、仕置を済ませた上、当分寄場に收容することとなつたのである。註15)

更に特別な場合として、文化元年(一八)には、過忒処分の者が当分ここに收容せられたこともあつた。註16)寛政四年十一月の「寄場御仕置之事」註17)の中には寄場から奉公に出しておいた先から欠落した幼年者及び一旦引請人に引渡された後に欠落した幼年者は寄場において三十日間の手鎖に処する規定が見え、寛政九年閏七月の「寄場御仕置附」註18)の中に「一、拾五歳以下之者へ、都而大人之御仕置より一等輕可申付候。」とあるから、幼年者の收容も又行われたものである。但しその実例は少なかつたであらう。「寄場人足旧記留」には殆んど見るところがない。

又、女性も等しくここに收容せられた。享和元年七月五日に甲州女無宿「かね」なるものを寄場に入れてよいかどうかの問題となつたことがある。註19)その折の書面によると、寄場創建当初は絶えず女無宿の收容されるものがあつたが、近來はとんとない。今かね一人を荒くれ男ばかりの中に入れる訳にも行かぬから、溜へなりとも收容したいとの伺がこの時許可せられ、爾後、寄場へ女無宿を差遣わさずしてはかなわぬ場合は同の上取計らうべきこととされた。しかし、太田南畝の「一話一言」の中の図に「女置場」があり、国会図書館蔵、年代不詳の「人足寄場配置図」の中にも「女部屋」が

明記されているから、これが転用又はとりこわされぬ限り女無宿收容の可能性はあつた訳であり、果然、安政元年（一八五四）には、ペルリの来航に浮足立つた寄場奉行は、万一異国船が江戸湾内に乗入つて来た非常の際は佃島の場所が場所だけに寄場人足中、病人、女無宿、足弱のものなどは、掛役人引率の上、浅草溜、牢屋敷百姓牢、馬喰町御代官御預本所百姓牢等へ移したい旨を町奉行衆に申入れている。^{註20}この折はあつさり役人の事なかれ主義から、拒絶をうけているが、何れにせよ幕末には又、女無宿が寄場に收容されていたことを知りうるであらう。

註(1)

両親存否	出江年月	寄場收容年月日	出身地領主	出身地	父親	本人名前	年齢
父果 母不記入	亥年二月	子年五月十四日	尾張殿	尾州コイ村	百姓彦四郎	鉄蔵	26
父母共果	亥年三月	子年九月廿三日	松平越前守	越前常明寺村	百姓才右衛門	万蔵	15
同右	二十年以前	子年十一月二日	松平陸奥守	仙台城下	町醫師 松岡春作	快吉	48
同右	亥年	亥年十月廿七日	同	奥州荒浜村	百姓源太郎	新蔵	30
同右	子年閏二月中	子年十月十九日	同	同州コヲリ村	百姓甚三郎	甚蔵	24
両親存命	子年七月中 (兄権七方より 戊年三月家出)	子年八月十三日	同	同州カハラ町	町人庄右衛門	幸八	18
父母共果	子年七月中 兄李弥方より 戊年四月中	子年十一月九日	松平義八郎	周防国アヅナ村	百姓助市	次郎 (次郎三郎事)	49
同右	子年七月以前	子年九月廿三日	松平大和守	上野国厩橋	百姓右衛門	次郎 (久米次郎事)	34
父果母存	六年以前	子年七月二日	同右	武州川越城下杉原	百姓小兵衛	桑右衛門	31
父存母果	三年以前	子年閏二月九日	上杉弾正大弼	羽州米沢小松村	百姓庄三郎	(幸助事)	22
父母共果	亥年三月中	亥年六月十九日	柳原式部大輔	越後高田城下稲川町	町人七郎左衛門	桑之助	22

同 右	亥年 六月中	亥年 六月十九日	同	右	同国イノクチ村	百姓惣右衛門	(条之助事)	18
父果母存	亥年 五月中	子年 十月五日	同	右	同国今泉村	百姓半左衛門	三右衛門	35
父母共果	己年(八年前)	亥年 四月廿六日	同	右	奥州浅川村	百姓儀右衛門	(磯次郎事)	26
(幼時) 同 右	戌年 五月中	子年 閏二月十六日	丹羽 加賀守	奥州二本松在	百姓 伝次	百姓 伝次	(市太郎事)	16
同 右	同国山ナシ村平太夫方より申年二月月中	亥年 六月十三日	太田 備中守	遠州掛川ウエミロ村	百姓 左兵衛	伊之助	亮	28
同 右	忘	子年 九月廿三日	酒井 左衛門尉	出羽国清水村	*庄左衛門?	(幼名□之丞事)	利	34
両親存命	八年前家出、亥年七月中	亥年 九月十八日	松平 右京亮	上野国菅原村	百姓 新六	勝之丞	七	28
父母共果	参宮にかこつけて	子年 四月十三日	板倉 内膳正	奥州福嶋和泉村	百姓 伊東次	吉太	郎	17
同 右	亥年十一月月中	亥年 十二月二日	六郷 佐渡守	羽州本庄城下仲町	神職 小林和泉	多	宮	29
父 果	庄吉方より子年八月月中	子年 九月廿三日	松平 河内守	信州ヘルナ大町村	百姓 九郎兵衛	(兼太郎事)	定	25
母不記入	兄長三郎方より申年正月家中出	子年 四月五日	加納 遠江守	勢州四日市村	百姓 甚七	(与免五郎事)	吉	26
父母共果	亥年十二月月中	子年 七月十三日	堀内 蔵頭	信州塩川村	百姓 惣七	(幸専)	仁	24
両親存命	子年 三月中							

右は「刑務協会」所蔵の「寄場人足旧記留」所収の間官諸左衛門から堀田摂津守正致へ差出した書類によつて作製した。右の写本は恐らくは幕末に数名の書役によつて写されたもので、その中に収められた文書は「徳川禁令考」「古事類苑」などに入っているものもあるが、半は他に見られぬものである。同史料の借覧方に多大の便宜を計られた刑務協会文化部長代理小室清氏、法政大学法学部講師小川太郎氏に対し深甚の謝意を表する。

表中、* 印一(父の死は)「幼年之事故父之名確与不覚たしか庄左衛門与覚候由申立候」とのあわれな註記がある。

(2) この設置時日に關しては小宮山綏介の「徳川太平記」第九編に二月二十日とあるは誤りであり、十九日を以て正しとすべきである。尤もこれは発令の日に過ぎないものであるが。

即ち、「徳川禁令考」所引、「憲法類集」の文書に〔古事類苑〕所引「憲教類典」の文書、

寛政二戌年二月十九日

加役方人足寄場築立ノ儀ニ付違書

此度無宿共加役方人足ニ被仰付候右御用可相勤場所之儀者石川大隅守屋敷裏段沼壱万六千三拾坪余御用地ニ成石之内江取建被仰付候間御普請奉行江相談其方江請取地所築立等之儀追々可被相伺候

右場所以来加役方人足寄場と可被相唱候

とあるによつて明かである。

また寛政重修諸家譜の材料として提出したものとと思われる平蔵宣以の長男、平蔵宣善の書きあげた家譜についてみると、宣以の事歴中に

(前略)寛政二庚戌年二月十九日人足寄場取建御用被命、依之別段御扶持方式十九人扶持賜之。同年十一月十四日寄場取建御用骨折相勤ニ付金三枚時服二賜。同四壬子年六月四日寄場取扱御免、見廻召捕方等之義は只今迄之通可相心得之旨被仰渡(後略)

とあるによつて疑問の余地はなさそうである。但し、寛政重修諸家譜、第八百六十五卷の宣以の事歴では、寛政二年二月十九日云々の条がなく、十一月十四日からのことが見えているのは、如何な訳であろうか。

(3) この建策者を「徳川太平記」「国史大辞典」「日本経済史辞典」「世界歴史事典」「日本史大系江戸時代下」及び「宇下人言」(岩波)の注などが「長谷川平蔵宣雄」としているのは誤である。この誤はいずれも「徳川太平記」の誤謬を踏襲して了つたためである。(文庫)

同書は、寛政重修諸家譜、寛政呈譜などによれば明かに宣以の歿年である寛政七年五月を宣雄の歿年としており、「日本近世行刑史稿」の如きも、本文中では「寛政呈譜」「森山孝盛日記」等をひいて、平蔵宣以を建策者としながら、卷末の年表において、「徳川太平記」の記事を無批判的に引用して七年五月に平蔵宣雄歿(実はこの時宣以歿)と掲げている。そもそも宣雄は宣以の父で、この寄場の出現した寛政二年(九〇)に先立つこと十七年、安永二年(七三)の六月二十二日京都において五十五才を以て歿している(寛政重修諸家譜、京兆府尹記事)。

張いて宣雄が建策しておつたところが採用され、その子が事に當るべくこの年任命されたと解して見ようとしても余りにも年代が距つていすぎる。矢張りすなおに宣以のこととすべきであらう。

「京兆府尹記事」によると、この建議のことに關し、

「(宣以)其後火付盜賊御改役兼帶、其時一封の書を、輔佐の重臣たる奥州白川の城主松平越中守殿江敵ず(中略)。其趣意は、御府内の花も葉もしげりたるによつて、諸国より集り来る者多し。其中には理弁の徒は少く、故埒たじやくの族ありて、後は非人と成下るなり。是は己が心柄とは言ながら、非人多きは國の耻なり。若臣に台命を蒙りなば、ケ様の族を召捕て、兩國の下流、佃島無人島等に於て、身持相応の産業ををしへ雜費の外は、其者共の徳分と為致、錢財をたもたしめ、店を為致、渡世を為致なばよかるべし。國の元は百姓たれば、其中へ撰び百姓に仕立、御料私料に不拘、無人の土地へ有付なば、百姓無之のうれひもなかるべしと言上す、越侯殆ど感じ、是聖賢の道なり、能心付たりとて、則上聞に達するの所、御感に思召、その奉行を長谷川平藏に被命ければ、己に其御用に取懸りけるにぞ、其美名日本にひびき、平藏が仁慈を稱せざるものなし。」

とある。これと同様に長谷川平藏の建議によるとなせるものに、なお「森山孝盛日記」「野翁物語」「江戸紀聞」「宝曆現來集」等があり、平藏宣以の建策を松平定信が採用したものであることは動かぬものの如くである。

尤も「宇下人言」によると、

「享保之比よりしてこの無宿でふもの、さまざまの悪業をなすが故に、その無宿を一疋に入れ置侍らばしかるべしなど建議もありけれど果さず。ここによつて志ある人に尋ねしに、長谷川何がしころみんといふ。つくだ島となりてしまあり。これに補理して無宿を置、或は綿ない、又は米などつきてその産をなし、尤公用として米金一ヶ年にいかほどと定めて給せらる。これによりて今は無宿でふもの至て稀也。已前は町々の橋ある処へは、その橋の左右につらなりて居しが、今はなし。ここにて盜賊なども減じぬ。この寄場の事をいはんに、これまで狩込とて時々無宿をかりとりて、溜なんどへ打入れてをきしに、すでにわがこの職を蒙便の事なり。ことに溜には御入用も多く入侍れども行とどきがたし。寄場でふ所の溜の御入用に似るべくも少なくなけれど、もるもるの産をなして生活し、或は町々へ店を出し、又は在かたへ帰すてふも多く、つねに二百人計りなり。もと無宿なれば何にかなりなんといへど、すでにいまには子の放蕩なるものころしめに勘当せんとは思へども、たちどにも迷いなんとして、町人よりねがひてこの寄場へ行くものも有る也。いまに店をもち、妻子などもちて、身持をかへし候ものいくといふ計りなり。これによりて御入用は減じ、無宿はをのうから少しく減せぬ。いづれ長谷川の功なりけるが、この人功利をむさばるが故に、山師などいふ姦なる事もあるよしにて、人々あしくぞいふ。これまたしれれど左計の人にあらざればこの創業はなしがたしと同列とも議してまづころみしなり。いまは御目付より立合を被御付、永統之主法評襄せしむ。また食事たす衣うすきなどいふてからきことといふ人もあれど、小人は無術に金穀にても給はるを御仁政ぞとおほゆ。寄場にてはからき目をすらすぞ、その人もおそれ、傍の人も

おそれて、いま無宿に成りたらば、寄場へ入らるべしと恐るるこそ限なき御仁政なるべし。宿ありしもの家を出て無宿てふものなる人を、飽食煖衣の御手当あるべきやうはなき也。されども産をおぼへなんどするものは、その利徳を以て今もあたたかに着、あくまでくらふなり。寄場にては無宿のものどもさまざまの事おぼえしもの多くて産業よく出来ぬ。是迄屋稼など之盜賊とらへ候へば、入墨入、または追放しやる也。またかしこにてとらへ候へば、白状に不し及ば、またはなしやる也。一人の盜賊町奉行が役のかたへ、何ヶ度とらへらるるも難計致にこる事もなし。入墨三度に及べば死刑に処せらるるなどはいへども、いまは左計(り)白状に及ぶことなく、只徘徊するのみひて、実はその悪業はやむることなし。これらの類みな入墨のうへに扱ひ出すべき直にこの寄場へ入る也。ゆへに本心になりて、手業など覚え待らねば、いつまでも寄場を出る事なし。その屋稼てふもの、或は火をつけ又は忍び入などするなり。このものかくのごとく成りしかばおのづから盜賊も減じ行ぬ。」

とあり、本来は定信の発議によるもの如くである。しかし、右の中にも「いづれ長谷川の功なりけるが」ともあり、定信が以て範とした八代將軍吉宗當時からの追放刑の改正等に関する経緯から見ても、恐らく定信がそうした考をもつていたところへ宣以の建議があり、自分の考にピッタリしたので直に実行に著手せしめたものと思われる。

長谷川平蔵の人物については右の中でも、功利をむさばる、山師である等と世人の評はあまりかんばしくはなかつたことが書いてある。更に「宇下人言」の別な条によれば、被が錢の買上げをして、世人の指揮的となつた由も見えている。この点についても江戸会誌の記事によると、被が計画的に錢三千兩分を買上げて錢儲を先ず引上げ、ついで町奉行と協議して、商人を町奉行所へ召して町奉行と被とが列座の上、説諭を加えて、物儲を引下げしめたことがあるとして、むしろ好意的に扱つている。何れにせよ被が一筋縄で行く人物でなかつたことは推定出来る。こうした人物であつたから、彼の捕吏としての才能に天才的なものがあつたのも多くあやしむにたるまい。そうしてそれが又、定信によつて用いられるに至つたものであることは、前述の人々の悪評を充分承知しておりながら、「左計の人にあらざればこの創業はなしがたし」として「まうこころみ」たとあるによつて知られる。ここに驛馬を御する定信の識見と手腕がある。定信自身は政治の実際にあつてはエキスパート即ち本来の意味における能吏が最も必要であることを信じ「惣て御政のよきもあしきも、その人を得給ふと失給ふとにあれば云々」(宇下人言)と言つている程である。この場合も彼のこの根本の考から出ているものと云つてよからう。

なお「宇下人言」にも、人足寄場の先蹤をなすものとして養育所なるものがあげられている。これについては「江戸会誌」(二の)「東京市史稿」救済篇に同じく「安永撰要集」中の文書二通を掲げて簡単に言及しているにとどまる。参考までに左に掲げておく。

安永九子年十月廿四日於三城中一隅守より曲淵甲斐守へ

牧野大隅守

○此度於三深川茂森町無宿養育所被仰付二致出来候に付無宿共追々差遣候間、御掛り無罪之無宿有之候は、拙者方へ御引渡可被成候、相糺候上、右養育所へ難遣分は佐州へ可被遣候

(田沼)
右は主殿頭へ伺之上御達申候

子十月

○天明六年五月廿七日、於三内寄合請取之

甲斐守殿へ

(良匠)
山村信濃守

深川茂森町無宿養育所之儀、今般伺之上相止申候、依之御達申候

午五月

これによつてみると、その趣旨は殆んど人足寄場と変りはなかつたことになる。長谷川平蔵の猥議もこれにヒントを得たものであつたかと思われる。しかし、人足寄場と異つて僅か七年間で廃止され、「諸書に絶て其沙汰なきは著しき功用もなか」(江戸)つたためであろう。この養育所が失敗し、人足寄場が成功したのは、恐らくは創業期に事に当つた人物の当否が大きく響いていたのであろう。されば定信が長谷川平蔵の手腕を見込んだのは真に事宜に適つていたと言うべきであらう。

(4) 「徳川禁令考」、後聚第二、附録に「憲法類集」より引用しあり。「古事類苑」は「憲教類典」を引書とす。

(5) 「御触書天保集成」(下) 六三二二号

(6) 同前 六三二七号

(7) 「徳川禁令考」後聚、第一、「古事類苑」にも収めあり。

(8) 同上

(9) 註(8)の文書は文政三年八月の物であり、その中に「常州上郷寄場有之節へ右場所江遣し候ものも有之候処、当時へ上郷寄場相止云々」と見え、又、「御仕置例類集」二ノ二に文化十三年八月附の、上郷村人足寄場人足、栄蔵事、鉄五郎が逃走し、捕縛せられたが、これを死罪に処すべきが、定法であるが、「可起返荒地も残少ニ相成」り、佃島より加勢の人足もいらす、既住の人足共も改心し耕作に精を出している状態であるから、他者へのみせしめとしての死罪は意味が少いようであるから、佃島差戻しにしてはとの同書が見えている。この議は結局通らず鉄五郎は死罪に処せられた訳であるが、今のところこの二つの文書が上郷村寄場廃止の上限、下限を定めている。

(10) 註(8)に同じ。

(11) 「寄場人足仕置並心得書」所収、人足寄場へ差遣者之儀ニ付評議仕候趣申上候書付、(徳川禁令考、後聚、第二)同じ文書が「新張紙留から「古事類苑」にとられていた。

(12) 同上

(13) 註(3)の中に引用した松平定信の「宇下人言」の割註の中に「すでにいまにては子の放蕩なるものこらしめに勘当せんとは思へども、たちども迷ひなるとして、町人よりねがひてこの寄場へをくものも有る也。云々」とあるのと喰違つている。岩波文庫本「宇下人言」の松平定光氏の解題によれば、「その記述の内容から直ちに本書編述の年代を断じ得ないが、蓋し老中退役後、あまり遠からざる頃の執筆と見て大過はあるまいと思われる。」のである。そうして定信自身が文化十三年十月二十三日にこれを「又開封」したとある。その折書直しがなかつたものとすれば、恐らく定信がこう書いたのは、寛政十二年以前これに近い時のことであつて、當時、既に町人の中でその子を寄場に收容し教誡を加えて呉れと願出でた者も多く、寄場側では明確な規則のないままにこれを引請けていたのではなかつたか。しかるに、その数がとみに増加し、経費の膨脹一方ならぬものあるに及んで、あわてて、改めて寄場奉行より、若年寄堀田摂津守正教に伺いを立てるに至つたものではなかるうか。

(14) 「御仕置例類集」一ノ二

(15) 栗田喜兵衛様

近頃無宿其外途中ニおめて手荒之致盜候者多く有之趣御沙汰も有之今度召捕候者共無宿ハ勿論宿有之分も其所業ニ寄御仕置相濟當分寄場江遣し候様伺相濟候間有宿無宿共引請之もの有之願出候共引請可申趣意有之者ハ格別容易ニ御引渡無之其節は拙者共掛り之方へ御掛合有之様存候依之此段申達候以上、

八月

(下ヶ札)

御書面御達之趣承知仕候

(享和、元)
酉八月 栗田喜兵衛

〔寄場人足旧記留〕

(16) 「日本近世行刑史稿」には、「寄場人足旧記留」の文化元年十一月摂津守仰渡しなるものが掲載されている。しかるに小生の調査しえた寄場人足旧記留には見当らなかつた。しばらく疑を存しておく。

(17) 「徳川禁令考」後聚一、「古事類苑」にもあり。

(18) 「御触書天保集成」(下)六三四七号

(19) 「寄場人足旧記留」所収文書、「徳川禁令考」及び「古事類苑」にも同一文書を収めあり。

(20) 「囚獄留帳書抜」四

(刑務協
会蔵)